

『ソフトバンクでんき for Biz』 [低圧]

お申込みに際しての留意事項

詳細につきましては、お申し込みいただく前に必ず本書に付随した「重要事項説明書」をよくお読みいただき、内容をご理解のうえ電気需給契約をお申込みください。

電気のご契約のお乗り換えについて

電気のご契約のお乗り換えに際しては、次の内容にご注意ください。ただし、現在のご契約内容によっては、次の事項に該当しないことがあります。

- 現在の電力会社（小売電気事業者）から解約に係る精算金を請求されることや、付与されているポイントが失効する場合があります。
- 現在の電力会社（小売電気事業者）での電気のご使用実績等の照会ができなくなる場合があります。
- 現在の電力会社（小売電気事業者）の継続利用特典が消滅する場合があります。

料金について

- 電気料金に含まれる燃料費調整額については、上限の設定はございません。これにより、現在ご契約中の電力プランよりも高くなる場合がありますので、ご注意ください。
- 2023年6月1日ご使用分より、東北電力／東京電力／関西電力／九州電力エリアにおいて、電力市場価格に連動する新たな調整項目を導入しています。これにより、需給ひっ迫時など電力市場価格が高騰した場合、電気料金が高くなる可能性があります。
- 電力市場価格や燃料費調整額の価格により、電気料金の変動することがあります。
- オール電化プランなど特別なプランにご加入中のお客さまは、「ソフトバンクでんき for Biz」に加入しても電気料金が安くない可能性がありますので、現在のご契約をよくお確かめのうえお申込みください。

スマートメーターの設置について※

- 一般送配電事業者又は一般送配電事業者の委託先工事会社から、お客さまへ工事日の連絡があります。
- スマートメーターへの取替えに関する費用は、原則として無償です。
- 作業中、一時的に停電する可能性がありますので、スマートメーターへの取替えの際にご確認ください。
※すでにスマートメーターが設置されているお客さまの場合は、原則として工事はありません。

ご請求金額の確認等

- ご請求金額や電気のご使用実績等は、ソフトバンクのウェブサービス（法人コンシェルサイト）からご確認ください。

電気のご契約の解除について

- お客さまが電気料金をお支払いいただけない場合等においては、電気のご契約を解除する場合があります。

ご解約時の契約解除料

- 電気のご契約を、契約更新期間中（契約期間満了日を含む月の翌月から2か月）以外の期間にご解約した場合は、原則として従量電灯、従量電灯A、従量電灯B、及び従量電灯Cは8,910円（税抜き） [9,800円税込み] 低圧電力は4,546円（税抜き） [5,000円税込み] の契約解除料を申し受けます。

そ の 他

- 電気の供給は、ソフトバンク株式会社の子会社で、小売電気事業者であるSBパワー株式会社が行ないます。

- なお、ソフトバンク株式会社は、電気のご契約に係るお手続きや電気料金のご請求等を行いません。

電気のご契約内容等に関するお問い合わせは、次の「ソフトバンクでんき法人サポートセンター」までお寄せください。

【お問い合わせ先】

ソフトバンクでんき法人サポートセンター

TEL 0800-888-8118（受付時間 午前 9 時～午後 6 時〔土・日・祝日及び年末年始を除く〕）

ソフトバンクでんき for Biz [低圧]

重要事項説明書

本書面は、お客さまが「ソフトバンクでんき for Biz」をお申し込みされる際に、電気事業法第2条の13第1項及び第2項並びに電気事業法施行規則第3条の12及び第3条の13に基づき、お客さまとSBパワー株式会社[ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」といいます。）の子会社で、以下「SBパワー」といいます。]との電気需給契約の概要、及びご注意ください事項を説明するものです。また、これに関連するサービスや電気料金に関わる詳細な情報は、ウェブサイト（法人コンシェルサイト）に掲載しておりますので、本書面とあわせて必ずご確認ください。なお、電気の供給は、SBパワーが行ないます。

「ソフトバンクでんき for Biz」に関する重要事項をご説明いたします。本書面をよくお読みのうえ電気需給契約をお申し込みください。

1. 需給契約の申し込み、契約種別、需給開始日、需給契約の成立、契約期間及び解約等

- お客さまが「ソフトバンクでんき for Biz」（以下「この需給契約」といいます。）を契約される場合[ただし、原則としてスイッチング（電気の小売供給を行なう小売電気事業者を他の小売電気事業者に切り替えることを行います。）による場合に限り、]は、あらかじめSBパワーのソフトバンクでんき for Bizサービス約款[低圧]（以下「a」といいます。）及び一般送配電事業者の託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守することをご承認のうえ、SBパワー指定の申込方法によってお申し込みいただけます。なお、この需給契約は、ソフトバンクが提供する「ソフトバンクでんき for Biz請求サービス」（以下「SB請求」といいます。）で、電気料金、延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額、その他Biz約款から生ずる金銭債務（以下、総称して「電気料金等」といいます。）をお支払いいただくお客さまがご加入いただけます。
- 電気の供給は、小売電気事業者であるSBパワー（小売電気事業者登録番号：A0186）が行ないます。なお、ソフトバンク（東京都港区海岸一丁目7番1号、代表取締役社長執行役員兼CEO宮川 潤一）は、お客さまとSBパワーとの電気需給契約の媒介を行ないます。
- 本書では、単位等を次の記号で表示いたします。

単位等	記号
アンペア	A
ボルト	V
キロボルトアンペア	kVA
キロワット	kW
キロワット時	kWh
ヘルツ	Hz
パーセント	%
時間	h

- 低圧電力のご契約を希望される場合は、原則として年間負荷率が14%以下の場合にのみ適用させていただきます。なお、年間負荷率は、次の年間負荷率の算定式により算定された値といたします。

$$\text{年間負荷率 (\%)} = \frac{\text{低圧電力の年間の使用電力量 (kWh)}}{\text{低圧電力の契約電力 (kW)} \times 8,760 (\text{h})} \times 100$$

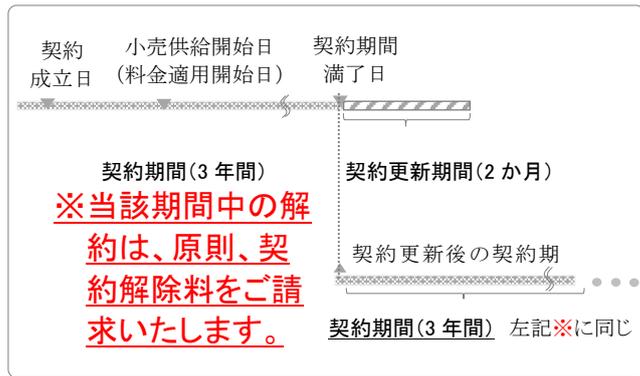
- ソフトバンクでんき for Bizの契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	供給区域	契約種別
電灯需要	北海道電力エリア 東北電力エリア 東京電力エリア	従量電灯 B
		従量電灯 C
電力需要	中部電力エリア 九州電力エリア	低圧電力
電灯需要	関西電力エリア 中国電力エリア	従量電灯 A
		従量電灯 B
電力需要	四国電力エリア	低圧電力
電灯需要	沖縄電力エリア	従量電灯
電力需要		低圧電力

- この需給契約は、お客さまからのお申し込みをSBパワーが承諾したときに契約が成立いたします。ただし、電気料金の未払いがある等、SBパワーの供給条件を満たさないお客さまに対しては、お客さまのお申し込みの一部又は全部をお断りする場合があります。なお、この場合は、その理由をお客さまにお知らせいたします。

- 供給開始日は、お客さまとSBパワーとのこの需給契約の成立後、原則として標準処理期間（需給契約の切り替え手続き等に要する期間）満了後の最初の検針日又は計量日といたします。

- 契約期間は、需給契約が成立した日から料金適用開始の日の属する月を1月目とし、以降、36月目の末日までの期間といたします。（2019年6月30日までに、ご契約されたお客さまは24月目の末日までの期間となります。）**
なお、契約期間満了日の属する月の翌月1日から契約期間満了日の属する月の翌々月末日までの期間を契約更新期間とし、当該契約更新期間以外の期間に需給契約を解約する場合には、Biz約款第45条（契約解除料の申受け）に基づき、従量電灯、従量電灯A、従量電灯B及び従量電灯Cは8,910円（税抜き）[9,800円税込み]、低圧電力は4,546円（税抜き）[5,000円税込み]の契約解除料をお支払いいただくことがあります。



- 契約締結後の書面交付は、電子メールの送信又はSBパワーの指定ウェブサイトに掲載し電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法（以下「電子交付」といいます。なお、電子交付を受けるためには、インターネットブラウザソフト及びAdobe Reader等のPDFファイル閲覧用ソフト等を必要とします。）によりお知らせいたします。
- 契約更新期間中に、お客さま又はSBパワーから別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も同一条件で更新されるものといたします。ただし、契約更新後の契約期間の始期は、契約期間満了日の翌日といたします。なお、契約期間が更新される場合、SBパワー又はソフトバンクは、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間のみをお客さまに説明し、かつ、更新後に、SBパワーの名称及び住所、この需給契約の契約更新年月日、更新後の契約期間並びに供給地点

特定番号を電子交付にてお知らせすることとし、お客さまは、このことについてあらかじめご承諾していただきます。

- (11) SB パワー以外の小売電気事業者から電気需給契約を切り替えていただく場合には、次のような不利益事項(ただし、これは例示であり、これらに限られるものではありません。)が発生する場合がございますのでご注意ください。また、実際にどのような不利益を被るかについては、現在の小売電気事業者との電気需給契約の内容をご確認ください。

- ① 現在の電気需給契約をご解約されることにより、現在、お客さまがご契約されている小売電気事業者から解約に係る解約金等を請求される可能性があります。
- ② 現在の電気需給契約においてポイント等の特典がある場合には、解約にともない当該特典が失効する可能性があります。
- ③ 現在の電気需給契約において継続使用期間に応じた割引を受けている場合には、解約にともない、継続使用期間が消滅する可能性があります。
- ④ 現在の電気需給契約を解約することにより、解約までの期間中における電気の使用量や電気料金のご使用状況の照会ができなくなる可能性があります。

2. 供給区域

この需給契約における供給区域は、次の地域といたします。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

エリア名	供給区域となる地域
北海道電力エリア	北海道電力ネットワーク株式会社の供給区域である北海道
東北電力エリア	東北電力ネットワーク株式会社の供給区域である青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県
東京電力エリア	東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域である栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県(富士川以東)
中部電力エリア	中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域である愛知県、岐阜県(一部を除きます。)、三重県(一部を除きます。)、静岡県(富士川以西)、長野県
関西電力エリア	関西電力送配電株式会社の供給区域である滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県(一部地域を除きます。)、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部
中国電力エリア	中国電力ネットワーク株式会社の供給区域である鳥取県、島根県[隠岐諸島(島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島)を除きます。]、岡山県、広島県、山口県(見島を除きます。)、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部
四国電力エリア	四国電力送配電株式会社の供給区域である徳島県、高知県、香川県(一部を除きます。)、愛媛県(一部を除きます。)
九州電力エリア	九州電力送配電株式会社の供給区域である福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県
沖縄電力エリア	沖縄電力株式会社の供給区域である沖縄県(一部を除きます。)

3. 供給電気方式、供給電圧及び周波数

- (1) この需給契約が従量電灯、従量電灯A、従量電灯B又は従量電灯Cの場合、供給電気方式及び供給電圧は一般送配電事業者の託送供給等約款によるものとし、交流単相2線式標準電圧100V若しくは200V、又は交流単相3線式標準電圧100V及び200Vといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200Vとすることがあります。
- (2) この需給契約が低圧電力の場合、供給電気方式及び供給電圧は一般送配電事業者の託送供給等約款によるものとし、交流3相3線式標準電圧200Vといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100V若しくは200V又は交流単相3線式標準電圧100V及び200Vとすることがあります。
- (3) 周波数は、一般送配電事業者の託送供給等約款によるものとし、北海道電力エリア、東北電力エリア及び東京電力エリアについては原則として標準周波数50Hz、中部電力エリア、関西電力エリア、中国電力エリア、四国電力エリア、九州電力エリア及び沖縄電力エリアについては原則として標準周波数60Hzといたします。

4. 契約電流、契約容量及び契約電力

- (1) 従量電灯の場合のご契約いただく契約電流(A)は、お客さまのお申し出により定めるものといたします(ただし、原則として、スイッチングと同時に契約電流を変更することはできません。)。なお、一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等又は電流

を制限する計量器を取り付けないことがあります。

- (2) 従量電灯の場合のご契約いただく契約容量(kVA)は、原則として、次の契約容量の算定式により算定された値とし、原則として主開閉器契約(契約主開閉器の定格電流に基づき契約容量を算定する方式をいいます。)により算定いたします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。なお、SBパワー又は一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

〔契約容量の算定式〕

$$\frac{\text{契約主開閉器の定格電流 (A)} \times \text{電圧 (V)} \times \frac{1}{1,000}}$$

- (3) 低圧電力の場合のご契約いただく契約電力(契約上利用できる最大電力[kW]をいいます。)は、原則として需要場所(お客さまがSBパワーから供給された電気を使用する場所をいいます。)における負荷設備の内容等を基準として、お客さまとSBパワーとの協議によって定めます。ただし、SBパワーとの需給契約による電気の供給を受ける前に他の小売電気事業者から電気の供給を受けている場合は、SBパワーへの需給契約の申し込みの際の契約電力を基準とし、お客さまとSBパワーとの協議によって定めます。なお、契約電力の単位は、1kWといたします。ただし、お客さまとSBパワーとの協議が整った場合は、契約電力を0.5kWとすることがあります。

5. 季節区分

- (1) 夏季
毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
- (2) その他季
毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

6. 電気料金単価表(税抜き)[()内は税込み]

※北海道電力エリア、東北電力エリア、東京電力エリア、中国電力エリア、四国電力エリア及び沖縄電力エリアについては地域電力会社の規制料金改定内容を踏まえ、改定内容を変更する可能性があります。変更する場合はソフトバンクのウェブサイトにてお知らせいたします。

(1) 北海道電力エリア

① 従量電灯 B

基本料金	契約電流10A	366円00銭 (402円60銭)
	契約電流15A	549円00銭 (603円90銭)
	契約電流20A	732円00銭 (805円20銭)
	契約電流30A	1,098円00銭 (1,207円80銭)
	契約電流40A	1,464円00銭 (1,610円40銭)
	契約電流50A	1,830円00銭 (2,013円00銭)
電力量料金	契約電流60A	2,196円00銭 (2,415円60銭)
	最初の120kWhまでの1kWhにつき	32円14銭 (35円35銭)
	120kWhをこえる280kWhまでの1kWhにつき	37円86銭 (41円64銭)
	280kWhをこえる1kWhにつき	41円24銭 (45円36銭)
最低月額料金		379円27銭 (417円19銭)

② 従量電灯 C

基本料金	契約容量1kVAにつき	366円00銭 (402円60銭)
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき	32円14銭 (35円35銭)
	120kWhをこえる280kWhまでの1kWhにつき	37円86銭 (41円64銭)
	280kWhをこえる1kWhにつき	41円24銭 (45円36銭)

③ 低圧電力

基本料金	契約電力1kWにつき	1,252円60銭
------	------------	-----------

		(1,377円86銭)	
電力量料金		夏季料金	その他季料金
	1kWhにつき	26円10銭 (28円71銭)	26円10銭 (28円71銭)

(2) 東北電力エリア

① 従量電灯 B

基本料金	契約電流10A	336円00銭 (369円60銭)
	契約電流15A	504円00銭 (554円40銭)
	契約電流20A	672円00銭 (739円20銭)
	契約電流30A	1,008円00銭 (1,108円80銭)
	契約電流40A	1,344円00銭 (1,478円40銭)
	契約電流50A	1,680円00銭 (1,848円00銭)
	契約電流60A	2,016円00銭 (2,217円60銭)
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき	26円93銭 (29円62銭)
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	33円07銭 (36円37銭)
	300kWhをこえる1kWhにつき	36円66銭 (40円32銭)
最低月額料金		326円32銭 (358円95銭)

② 従量電灯 C

基本料金	契約容量1kVAにつき	336円00銭 (369円60銭)
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき	26円93銭 (29円62銭)
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	33円07銭 (36円37銭)
	300kWhをこえる1kWhにつき	36円66銭 (40円32銭)

③ 低圧電力

基本料金	契約電力1kWにつき	1,182円63銭 (1,300円89銭)	
電力量料金		夏季料金	その他季料金
	1kWhにつき	24円63銭 (27円09銭)	23円31銭 (25円64銭)

(3) 東京電力エリア

① 従量電灯 B

基本料金	契約電流10A	283円41銭 (311円75銭)
	契約電流15A	425円12銭 (467円63銭)
	契約電流20A	566円82銭 (623円50銭)
	契約電流30A	850円23銭 (935円25銭)
	契約電流40A	1,133円64銭 (1,247円00銭)
	契約電流50A	1,417円05銭 (1,558円75銭)
	契約電流60A	1,700円46銭 (1,870円50銭)
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき	27円10銭 (29円80銭)
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	33円10銭 (36円40銭)

	300kWhをこえる1kWhにつき	36円81銭 (40円49銭)
最低月額料金		298円26銭 (328円08銭)

② 従量電灯 C

基本料金	契約容量1kVAにつき	283円41銭 (311円75銭)
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき	27円10銭 (29円80銭)
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	33円10銭 (36円40銭)
	300kWhをこえる1kWhにつき	36円81銭 (40円49銭)

③ 低圧電力

基本料金	契約電力1kWにつき	1,050円77銭 (1,155円84銭)	
電力量料金		夏季料金	その他季料金
	1kWhにつき	24円68銭 (27円14銭)	23円25銭 (25円57銭)

(4) 中部電力エリア

① 従量電灯 B

基本料金	契約電流10A	291円95銭 (321円14銭)
	契約電流15A	437円92銭 (481円71銭)
	契約電流20A	583円90銭 (642円28銭)
	契約電流30A	875円84銭 (963円42銭)
	契約電流40A	1,167円79銭 (1,284円56銭)
	契約電流50A	1,459円73銭 (1,605円70銭)
	契約電流60A	1,751円68銭 (1,926円84銭)
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき	19円28銭 (21円20銭)
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	23円34銭 (25円67銭)
	300kWhをこえる1kWhにつき	26円02銭 (28円62銭)
最低月額料金		251円90銭 (277円09銭)

② 従量電灯 C

基本料金	契約容量1kVAにつき	291円95銭 (321円14銭)
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき	19円28銭 (21円20銭)
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	23円34銭 (25円67銭)
	300kWhをこえる1kWhにつき	26円02銭 (28円62銭)

③ 低圧電力

基本料金	契約電力1kWにつき	1,094円69銭 (1,204円15銭)	
電力量料金		夏季料金	その他季料金
	1kWhにつき	15円31銭 (16円84銭)	13円90銭 (15円29銭)

(5) 関西電力エリア

① 従量電灯 A

最低料金	最初の15kWhまで	475円08銭 (522円58銭)
電力量	15kWhをこえ	18円38銭 (20円21銭)

料 金	120kWhまでの1kWhにつき	
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	23円29銭 (25円61銭)
	300kWhをこえる1kWhにつき	26円00銭 (28円59銭)

② 従量電灯 B

基本料金	契約容量1kVAにつき	406円56銭 (447円21銭)
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき	16円20銭 (17円81銭)
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	19円11銭 (21円02銭)
	300kWhをこえる1kWhにつき	21円39銭 (23円52銭)

③ 低圧電力

基本料金	契約電力1kWにつき	1,029円74銭 (1,132円71銭)	
電力量料金		夏季料金	その他季料金
	1kWhにつき	13円05銭 (14円35銭)	11円70銭 (12円86銭)

(6) 中国電力エリア

① 従量電灯 A

最低料金	最初の15kWhまで	690円62銭 (759円68銭)
電力量料金	15kWhをこえ120kWhまでの1kWhにつき	29円78銭 (32円75銭)
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	35円85銭 (39円43銭)
	300kWhをこえる1kWhにつき	37円78銭 (41円55銭)

② 従量電灯 B

基本料金	契約容量1kVAにつき	407円25銭 (447円97銭)
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき	27円33銭 (30円06銭)
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	32円87銭 (36円15銭)
	300kWhをこえる1kWhにつき	34円57銭 (38円02銭)

③ 低圧電力

基本料金	契約電力1kWにつき	1,058円11銭 (1,163円92銭)	
電力量料金		夏季料金	その他季料金
	1kWhにつき	24円37銭 (26円80銭)	23円20銭 (25円51銭)

(7) 四国電力エリア

① 従量電灯 A

最低料金	最初の11kWhまで	606円27銭 (666円89銭)
電力量料金	11kWhをこえ120kWhまでの1kWhにつき	27円87銭 (30円65銭)
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	33円89銭 (37円27銭)
	300kWhをこえる1kWhにつき	37円08銭 (40円78銭)

② 従量電灯 B

基本料金	契約容量1kVAにつき	361円00銭 (397円10銭)
電力量	最初の120kWhまで	24円78銭 (27円25銭)

料 金	の1kWhにつき	
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	29円80銭 (32円78銭)
	300kWhをこえる1kWhにつき	32円46銭 (35円70銭)

③ 低圧電力

基本料金	契約電力1kWにつき	1,076円10銭 (1,183円71銭)	
電力量料金		夏季料金	その他季料金
	1kWhにつき	23円61銭 (25円97銭)	22円30銭 (24円53銭)

(8) 九州電力エリア

① 従量電灯 B

基本料金	契約電流10A	287円50銭 (316円24銭)
	契約電流15A	431円24銭 (474円36銭)
	契約電流20A	574円99銭 (632円48銭)
	契約電流30A	862円48銭 (948円72銭)
	契約電流40A	1,149円97銭 (1,264円96銭)
	契約電流50A	1,437円46銭 (1,581円20銭)
電力量料金	契約電流60A	1,724円95銭 (1,897円44銭)
	最初の120kWhまでの1kWhにつき	16円70銭 (18円37銭)
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	21円80銭 (23円97銭)
	300kWhをこえる1kWhにつき	24円52銭 (26円97銭)
最低月額料金		304円86銭 (335円34銭)

② 従量電灯 C

基本料金	契約容量1kVAにつき	287円50銭 (316円24銭)
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき	16円70銭 (18円37銭)
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	21円80銭 (23円97銭)
	300kWhをこえる1kWhにつき	24円52銭 (26円97銭)

③ 低圧電力

基本料金	契約電力1kWにつき	930円21銭 (1,023円23銭)	
電力量料金		夏季料金	その他季料金
	1kWhにつき	15円82銭 (17円40銭)	14円29銭 (15円71銭)

(9) 沖縄電力エリア

① 従量電灯

最低料金	最初の10kWhまで	584円60銭 (643円05銭)
電力量料金	10kWhをこえ120kWhまでの1kWhにつき	36円55銭 (40円20銭)
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	41円59銭 (45円74銭)
	300kWhをこえる1kWhにつき	43円39銭 (47円72銭)

② 低圧電力

基本料金	契約電力1kWにつき	1,267円14銭(1,393円85銭)	
電力量料金		夏季料金	その他季料金
	1kWhにつき	29円26銭 (32円18銭)	28円00銭 (30円79銭)

7. 電気料金の計算方法、電気料金の算定期間及び使用電力量の計量等

(1) 電気料金や使用電力量等のご案内
 月々の電気料金、使用電力量、その他お客さまへのご案内事項は、原則として、ソフトバンクのウェブサービスを通じてご案内いたします。

(2) 電気料金の計算方法

電気料金の算定は、供給区域の契約種別に応じ、契約種別ごとに算定いたします。

- ① 北海道電力エリア(従量電灯 B 又は従量電灯 C 及び低圧電力)、中部電力エリア(従量電灯 B 又は従量電灯 C 及び低圧電力)、中国電力エリア(従量電灯 B 及び低圧電力)、四国電力エリア(従量電灯 B 及び低圧電力)の場合

電気料金は、契約電流、契約容量又は契約電力の大きさで決まる基本料金(ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。)、その 1 月の使用電力量に応じて算定する電力量料金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。なお、電力量料金は、燃料価格の変動に応じて、燃料費調整額を加算又は減算して算定いたします。

- ② 東北電力エリア(従量電灯 B 又は従量電灯 C 及び低圧電力)、東京電力エリア(従量電灯 B 又は従量電灯 C 及び低圧電力)、関西電力エリア(従量電灯 B 及び低圧電力)及び九州電力エリア(従量電灯 B 又は従量電灯 C 及び低圧電力)の場合

電気料金は、契約電流、契約容量又は契約電力の大きさで決まる基本料金(ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。)、その 1 月の使用電力量に応じて算定する電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び電力市場連動額の合計といたします。なお、電力量料金は、燃料価格の変動に応じて、燃料費調整額を加算又は減算して算定いたします。電力市場連動額は、2023 年 6 月 1 日より適用することといたします。

- ③ 中国電力エリア(従量電灯 A)、四国電力エリア(従量電灯 A)及び沖縄電力エリア(従量電灯)の場合

電気料金は、その 1 月の使用電力量によらず

決定される最低料金、その 1 月の使用電力量に応じて算定する電力量料金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。なお、電力量料金は、燃料価格の変動に応じて、燃料費調整額を加算又は減算して算定いたします。

④ 関西電力エリア(従量電灯 A)の場合

電気料金は、その 1 月の使用電力量によらず決定される最低料金、その 1 月の使用電力量に応じて算定する電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び電力市場連動額の合計といたします。なお、電力量料金は、燃料価格の変動に応じて、燃料費調整額を加算又は減算して算定いたします。電力市場連動額は、2023 年 6 月 1 日より適用することといたします。

※燃料費調整額の算定条件が変更となり、値上がりする場合があります。また、燃料費調整額には上限を設定していないため、地域の電力会社より高額となることがあります。

※東北電力/東京電力/関西電力/九州電力エリアにおける電力市場連動額は、需給ひっ迫時など電力市場価格が高騰した場合、高額になる可能性があります。

※基本料金、電力量料金(燃料費調整額を加算又は減算した後のもの)と電力市場連動額との合計が最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、最低月額料金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

(3) 燃料費調整

① 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、 α 、 β 及び γ の値は、別紙2における付表(以下「付表」といいます。)のとおりといたします。また、平均燃料価格は100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における

1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における

1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における

1トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における1

キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格及び1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。また、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。なお、基準燃料価格、基準単価は、付表のとおりといたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が付表の基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \frac{\text{付表の基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}}{1,000} \times \text{付表の基準単価}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が付表の基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \frac{\text{平均燃料価格} - \text{付表の基準燃料価格}}{1,000} \times \text{付表の基準単価}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に適用し、次表(燃料費調整適用表)のとおりといたします。なお、スマートメーターにより計量する場合で、SBパワーがあらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、検針日を計量日と読み替えて適用いたします。

【燃料費調整適用表】

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間

	期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、関西電力エリア、中国電力エリア、四国電力エリアの〔従量電灯A相当〕及び沖縄電力エリアの〔従量電灯相当〕の最低料金制契約のお客さまについては最低料金適用電力量までは最低料金適用電力量に適用される燃料費調整単価といたします。なお、最低料金適用電力量とは、関西電力エリア及び中国電力エリアの場合は1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいい、四国電力エリアの場合は1契約につき最初の11キロワット時、沖縄電力エリアの場合は1契約につき最初の10キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

②基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、付表のとおりといたします。

③燃料費調整単価等のお知らせ

SBパワーは、燃料費調整単価をSBパワーが適当と判断した方法によりお知らせいたします。

(4)再生可能エネルギー発電促進賦課金

①再生可能エネルギー発電促進賦課金単価
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

② 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

①に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日(記録型計量器により計量する場合、SBパワーがあらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、計量日といたします。)から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

③ 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に①に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、関西電力エリア、中国電力エリア、四国電力エリアおよび沖縄電力エリアで、従量電灯Aおよび従量電灯のお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に①に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、この場合の電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに①に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、最低料金適用電力量とは、関西電力エリアおよび中国電力エリアの場合は1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいい、四国電力エリアの場合は1契約につき最初の11キロワット時、沖縄電力エリアの場合は1契約につき最初の10キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(5) 電力市場連動調整

① 電力市場連動額の算定

イ 電力市場連動単価

電力市場連動単価は、一般社団法人日本卸電力取引所の30分ごとの各エリアのスポット市場価格(エリアプライス)にもとづき、次の算式によって算定されます。なお、参照するスポット市場価格は、日本卸取引電力所が公表するスポット市場の約定価格(税抜)に1.1(消費税相当額)を乗じたものといたします。

電力市場連動単価

$$\text{電力市場連動単価} = \frac{\text{その時間帯のスポット市場価格} - \text{基準市場価格}}{\text{市場調達比率}}$$

ロ 基準市場価格

基準市場価格については、SBパワーの需給計画をもとに4月1日から始まる1年ごとに見直すこととし、その年度が始まる2か月前までにSBパワーが適当と判断した方法によりお知らせいたします。

ハ 市場調達比率

市場調達比率については月ごとの電力市場からの調達比率に応じて定めるものとします。毎月の市場調達比率については、SBパワーの需給計画をもとに4月1日から始まる1年ごとに見直すこととし、その年度が始まる2か月前までに1年分の市場調達比率をSBパワーが適当と判断した方法によりお知らせいたします。

ニ 電力市場連動額

電力市場連動額は、30分ごとの使用電力量にイによって算定されたその時間帯の電力市場連動単価を適用して算定した値の、(6)電気料金の算定期間に定める期間における総和といたします。計量器が設置されていないお客さま、又はスマートメーターではない旧計器メーターをお使いのお客さま、スマートメーターを設置済みであっても通信機能が実装されていないお客さまは、算定期間内の総使用電力量を一般送配電事業者が30分単位で案分したものを、お客さまの30分ごとの使用電力量とみなして算定いたします。ただし、算定期間のうち、算定期間の初日から前月の末日までの期間又は当月の1日から算定期間の末日までの期間の使用電力量が1kWh未満の場合、当該1kWh未満の期間においては、電力市場連動額は請求いたしません。

② 電力市場連動調整の適用

電力市場連動調整は、次のエリアに適用いたします。東北電力エリア、東京電力エリア、関西電力エリア、九州電力エリア

③ 電力市場連動単価のお知らせ

SBパワーは、電力市場連動単価をSBパワーのホームページ等で適用日の前日にお知らせいたします。

(6) 電気料金の算定期間は、前月の検針日又は計量日(最大需要電力及び使用電力量等が記録される日をいいます。)から当月の検針日又は計量日の前日までの期間といたします。ただし、電気供給を開始し、又はこの需給契約が消滅した場合の電気料金の算定期間は、開始日

から直後の検針日又は計量日若しくは直前の検針日又は計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

- (7) 使用電力量等の計量は、一般送配電事業者が計量した値といたします。ただし、計量器の故障等によって使用電力量等を正しく計量できなかった場合には、お客さまと一般送配電事業者及びSBパワーとの協議により定めるものといたします。なお、SBパワーは、一般送配電事業者の計量の結果をお客さまにお知らせいたします。
- (8) 記録型計量器(以下「スマートメーター」といいます。)の設置がこの需給契約の需給開始日以降になる場合、スマートメーターが設置されるまでの期間における30分ごとの使用電力量は、原則スマートメーター以外の計量器により計量された使用電力量を均等に配分してえられる値といたします。
- (9) 電気料金の支払期日は、ソフトバンクでんき for Biz 請求サービス規約等の各種請求に係る規定に準ずるものといたします。なお、SBパワーは、お客さまが支払期日を経過してなお電気料金をお支払いいただけない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息をお支払いいただくことがあります。詳細は、Biz約款第28条(延滞利息)によります。

8. スマートメーターの設置

- (1) スwitchingにともなって、スマートメーターが設置されていないお客さまは、原則として、スマートメーターへの交換が必要となります。
- (2) スマートメーターは、一般送配電事業者又は一般送配電事業者から委託を受けた工事業者等が設置し、一般送配電事業者が所有し、維持及び運用を行います。また、スマートメーターの設置工事日については、事前に、一般送配電事業者又は一般送配電事業者から委託を受けた工事業者等からお客さま宛にお知らせいたします。なお、スマートメーターへの取替え工事に係る費用は原則として無償*ですが、一般送配電事業者によっては、スマートメーターの設置工事により停電することがあります。詳細は、当該一般送配電事業者へご確認くださいようお願いいたします。

※お客さまのご要望に応じて、一般送配電事業者が維持及び運用する供給設備に特別な工事が発生する場合等においては、工事費負担金等相当額が発生することがあります。

9. SBパワーからの申し出による契約の解約

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、SBパワーは需給契約を解約することがあります。
 - ① 支払期日を経過してなお電気料金等を支払わない場合
 - ② 支払期日を経過してなお他の需給契約(既に消滅しているものを含みます)の電気料金等を支払わない場合
 - ③ Biz約款及びSB請求によって支払いを要することとなった電気料金等を支払わない場合
 - ④ 支払期日を経過してなおSB請求による電気料金等を支払わない場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、SBパワーがその旨を警告しても改めていただけない場合には、需給契約を解約することがあります。
 - ① お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ② 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ③ その他、Biz約款又は託送供給等約款の内容に反した場合
- (3) この需給契約を解約する場合には、原則として解約日の15日前までに、SBパワー又はソフトバンクは、その旨をお客さまにお知らせいたします。

10. 託送供給等約款の遵守

- (1) **お客さまの土地又は建物への立ち入り及び調査**
計量器の確認や、法令で定めるところによる保安のために必要なお客さまの電気工作物の検査等を実施するために、一般送配電事業者又は一般送配電事業者が委託した工事業者等が、お客さまの土地又は建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ること及び業務を実施することを承諾していただきます。
- (2) **保安に対するお客さまの協力**
お客さまが、次のいずれかについてお気づきの場合には、すみやかに一般送配電事業者にご連絡くださいますようお願いいたします。
 - ① 電気の供給に必要な電気工作物(電気の引込線や計量器等)に異常、若しくは故障があり、又は生じるおそれがある場合
 - ② お客さまの電気工作物に異常、若しくは故障があり、又は生じるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合
- (3) **供給の中止又は使用の制限若しくは中止**
SBパワーは、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、次の場合には、お客さまへの電気の供給を中止し、又は制限する場合があります。
 - ① 一般送配電事業者及びお客さまの電気工作物に異常、若しくは故障があり、又は生じるおそれがある場合
 - ② 一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合
 - ③ その他保安上必要がある場合

(4) 託送供給等約款の遵守

託送供給等約款に定める事項を遵守していただきます。また、お客さまは、一般送配電事業者からの求めにより、SBパワーが、一般送配電事業者又は第三者にお客さまの需給契約の内容等を開示する場合がありますことにつき、あらかじめ承諾していただきます。

11. 工事費負担金等相当額のご請求等

- (1) SBパワー又はソフトバンクは、一般送配電事業者からお客さまへの電気の供給に係る工事費用負担金、臨時工事費、料金の精算その他の費用の実費又は実費相当額の請求を受けた場合、原則として事前にお客さまに確認を行なったうえで、当該請求を受けた金額に相当する金額を、原則として一般送配電事業者の工事着手前にご請求いたします。
- (2) SBパワーから他の小売電気事業者にスイッチングする場合、又は引越し等の理由により需給契約を契約期間満了前に解約する場合等において、一般送配電事業者の供給設備の変更をとみなさない場合には、(1)の工事費負担金等相当額が発生しないことがあります。

12. 需給契約の変更、終了に伴うお客さまの負担

- (1) お客さまが契約電流または契約容量を新たに設定し、若しくは増加された後1年に満たないでこの需給契約を消滅させる場合、又はお客さまが契約電流または契約容量を新たに設定し、若しくは増加された後1年に満たないで契約電流又は契約容量を減少しようとする場合で、託送供給等約款に定めるところにより、SBパワーが、電気料金または工事費の精算に係る請求を一般送配電事業者から受けた場合には、SBパワーは、当該精算に相当する金額(以下「1年未満臨時精算」といいます。)をお客さまから申し受けます。
- (2) 1年未満臨時精算は、原則としてこの需給契約の消滅時に発生する最後の電気料金とあわせて支払っていただきます(お客さまが希望される場合で、ソフトバンク又は媒介者が電気料金等の請求をさせていただく場合には、ソフトバンクまたは媒介者に支払っていただきます。)
- (3) なお、電流制限器等の一般送配電事業者の供給設備を常置する等の場合は、1年未満臨時精算の対象とならないことがあります。

13. Biz個別割引額

- (1) SBパワーは、従量電灯、従量電灯 A、従量電灯 B 及び従量電灯 C の料金単価につき、上記6に定める電気料金単価表(以下「料金表」といいます。)に定める料金単価に対して個別の割引料金(以下「Biz 個別割引額」といいます。)を適用します。ただし、(4)(Biz 個別割引額の適用廃止又はBiz 個別割引率の変更等)のイからホのいずれかに該当する場合は、Biz 個別割引額を適用いたしません。Biz 個別割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。

$$\text{Biz個別割引額} = (2)\text{に定める割引対象額} \times (3)\text{に定めるBiz個別割引率}$$

(2)割引対象額

割引対象額は、契約種別に応じ、次のいずれかの金額といたします。
なお、割引対象額には、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び燃料費調整額を含まないものといたします。

イ 割引対象額＝料金表の(北海道電力エリア、東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア及び九州電力エリア)の従量電灯Bの電力量料金のうち三段階目に定める料金単価

ロ 割引対象額＝料金表の(北海道電力エリア、東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア及び九州電力エリア)の従量電灯Cの電力量料金のうち三段階目に定める料金単価

ハ 割引対象額＝料金表の(関西電力エリア、中国電力エリア及び四国電力エリア)の従量電灯Aの電力量料金のうち三段階目に定める料金単価

ニ 割引対象額＝料金表の(関西電力エリア、中国電力エリア及び四国電力エリア)の従量電灯Bの電力量料金のうち三段階目に定める料金単価

ホ 割引対象額＝料金表の(沖縄電力エリア)の従量電灯の電力量料金のうち三段階目に定める料金単価

(3) Biz個別割引率

Biz個別割引額の割引率(以下「Biz個別割引率」といいます。)は、需給契約ごとにSBパワー又はソフトバンクが個別に決定します。Biz個別割引率は、パーセンテージで小数点以下第2位までの値といたします。

(4) Biz個別割引額の適用廃止又はBiz個別割引率の変更等

SBパワーは、次のいずれかに該当する場合、Biz個別割引額の適用を廃止し、又はBiz個別割引率を変更することがあります。これらの事由に該当するか否かの判定は、毎月20日時点での需給契約の内容に基づき行なうものとし、その翌月以降のSBパワーが指定した月よりBiz個別割引額の適用を廃止し、又はBiz個別割引率を変更するものとします。

イ 需給契約の申込み後に需給契約の申込みを取り消した場合

ロ 需給契約の成立後に需給契約が消滅した場合

ハ Biz約款の対象となる需給契約の数、契約電流、契約容量又は契約電力が変更になった場合

ニ Biz約款の改定による電気料金単価の変更、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税の税率の変更、一般送配電事業者が定める託送供給等約款及びその他の託送供給に関する供給条件等の改定、関連する法令等の改正があった場合

ホ その他SBパワーが必要と判断した場合

14. 違 約 金

- (1) お客さまが、電気工作物の改変等によって不正に電気を使用され、そのために料金の全部又は一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金としてご請求いたします。
- (2) (1)の免れた金額は、Biz約款にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、SBパワーが決定した期間といたします。

15. 小売電気事業におけるお客さま情報及び個人情報の取扱い

SBパワーは、小売電気事業の運営において直接又は間接的に収集したお客さま情報及び個人情報を、次のとおり取扱います。

(1) お客さま情報及び個人情報の利用目的

SBパワーでは、取得したお客さま情報及び個人情報を次の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。なお、次の利用目的以外で当該お客さま情報及び個人情報を利用する場合、その都度、変更後の利用目的を明確にし、通知若しくは公表し、又は同意をいただきます。

- ① 小売電気事業において必要となる電力受給契約及び電気需給契約等の締結並びにそれらに関する業務
- ② 電力広域的運営推進機関が提供するスイッチング支援システムの利用にもなる業務
- ③ 一般送配電事業者^{※1}との託送供給等契約の締結及びそれに関する業務
- ④ 小売電気事業に関する手続きのご案内及び情報提供等のお客さまサポート業務
- ⑤ 電気料金等の各種料金の計算及び請求
- ⑥ 小売電気事業において必要となる工事、保守及び障害対応等の業務
- ⑦ SBパワー及び他社の商品、サービス及びキャンペーンのご案内等
- ⑧ 小売電気事業における事故及び事件等の防止
- ⑨ 小売電気事業におけるSBパワーの権利取得・保全管理等
- ⑩ 電気の使用量等各種マーケティング調査及び分析
- ⑪ 各種お問い合わせ・権利行使等に対する対応
- ⑫ 上記各号に付帯関連する業務

(2) 第三者提供

SBパワーは、お客さま情報及び個人情報を第三者に提供することがあります。なお、個人情報については、個人情報保護法その他の法令の規定にしたがいSBパワーが取扱います。また、次のとおりSBパワーが取り扱うお客さま情報及び個人情報を書面の送付又は電磁的な方法等により、第三者へ提供することがあります。なお、次の提供については、お客さまのお求めに応じて、お客さまが識別されるお客さま情報及び個人情報の第三者への提供を停止しますが、お客さまに対してSBパワー又は提供先のサービスを提供できない場合があります。

- ① SBパワーは、お客さまが電気料金等の立替払を委託するSBパワーの指定する事業者(以下「指定事業者」といいます。)に対し、当該指定事業者によるお客さまへの継続的なサービスの提供を目的として、申込者情報、申込者窓口情報及び請求書送付先情報に記載される氏名、住所、所属、連絡先等の個人情報を当該指定事業者に提供することがあります。
- ② SBパワーは、指定事業者の有するお客さまに対する権利保全を目的として、申込者情報、申込者窓口情報及び請求書送付先情報に記載される事業者名、事業所住所、電話番号等のお客さま情報、支払事務ご担当者の氏名、所属、連絡先等の個人情報を当該指定事業者へ提供することがあります。
- ③ SBパワーは、託送供給等契約の締結、履行、変更及び解約、解除等を目的として、係る事務に必要な事業者名、事業所住所、電話番号等のお客さま情報、代表者、担当者、申込者の氏名、電話番号等の連絡先等の個人情報を一般送配電事業者^{※1}の契約相手方に提供することがあります。
- ④ SBパワーは、他社との提携サービスの提供を目的として、提携サービスの登録又は提供に必要なお客さま情報(事業者名、事業所住所、電話番号、メールアドレスその他お客さまの識別及び提携サービス業務に必要な情報等)及び個人情報(代表者、担当者、申込者の氏名、電話番号等の連絡先等、その他お客さまの識別及び提携サービス業務に必要な情報等)を、サービス提携会社に提供することがあります。
- ⑤ SBパワーは、申込者又は契約者への商品、サービス及びキャンペーンの案内、提供、分析、改善又はサポート等を目的として、申込者又は契約者のお客さま情報(事業者名、事業所住所、電話番号等)及び個人情報(代表者、担当者、申込者の氏名、電話番号等の連絡先等)をソフトバンク及びそのグループ会社、並びにその他当該商品、サービス及びキャンペーンの案内、提供、分析、改善又はサポート等を行なう事業者へ提供することがあります。

(3) 共同利用について

SBパワーは、小売電気事業の運営において取得したお客さま情報及び

個人情報、次の者との間で共同利用する場合があります(SBパワーは、共同利用の目的のために必要な範囲の事業者に限定してお客さま情報及び個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全ての小売電気事業者及び一般送配電事業者等との間でお客さま情報及び個人情報を共同利用するものではありません。)

共同して利用する者の範囲	ソフトバンク
利用する者の利用目的	電気の供給及び調達
	SBパワーの電気料金等の請求又は回収、お客さまからのお問い合わせへの対応等のお客さまサポート
	共同利用者のサービスの利用に関する手続きのご案内や利用手続き代行等のお客さまサポート及び共同利用者による当該サービスの提供
共同して利用されるお客さま情報及び個人情報の項目	SBパワーが小売電気事業の運営において取得した事業者名、事業所住所、電話番号等のお客さま情報、又は代表者、担当者、申込者の氏名、連絡先等の個人情報
お客さま情報及び個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称	SBパワーの情報セキュリティ管理責任者
共同して利用する者の範囲	一般送配電事業者 ^{*1} 、小売電気事業者 ^{*2} 、電力広域的運営推進機関 ^{*3} 及び需要抑制契約者 ^{*4}
利用する者の利用目的	託送供給契約、発電量調整供給契約及び需要抑制契約(以下、総称して「託送供給等契約」といいます。)の締結、変更又は解約のため
	小売供給契約(離島供給及び最終保障供給に関する契約を含む。)又は電気需給契約(以下「小売供給等契約」)の廃止取次 ^{*5} のため
	供給(受電)地点に関する情報の確認のため
	電力量の検針、設備の保守、点検、交換、停電時又は災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約にもとづく一般送配電事業者の業務遂行のため
	ネガワット取引に関する業務遂行のため
共同して利用されるお客さま情報及び個人情報の項目	基本情報:事業者名、事業所住所、電話番号等のお客さま情報、又は代表者、担当者、申込者の氏名、連絡先等の個人情報及び小売供給等契約の契約番号
	供給(受電)地点に関する情報:託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給(受電)地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備の有無、託送契約異動年月日、検針日、計量日、契約状態、廃止措置方法
	ネガワット取引に関する情報:発電販売量、需要調整量、需要抑制量、ベースライン
共同利用の管理責任者	基本情報:小売供給等契約を締結している小売電気事業者(ただし、離島供給又は最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、一般送配電事業者)又は一般送配電事業者
	供給(受電)地点に関する情報:供給(受電)地点を供給区域とする一般送配電事業者

(4) 個人情報の開示等に関する請求及びその他のご相談

①SBパワーが保有する個人情報のご本人は、SBパワーに対して個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の

停止、消去及び第三者への提供の停止(以下「開示等」といいます。)を求めることができます。ただし、ご請求の内容によっては開示等に応じられない場合があるとともに、その場合には、当該理由を付けてご回答いたします。なお、個人情報の利用目的の通知又は開示にあたっては、1回の申請ごとに1,650円(税込み、郵便定額小為替)の手数料をご請求いたします。

②開示手続き及びその他のご相談に関しては、次のSBパワー個人情報相談窓口までお問合せください。

【小売電気事業運営における個人情報の相談窓口】

SB パワー 問 い 合 わ せ 窓 口
(<https://form.sbpower.co.jp/form/pub/service/contact>)

[注]

- ※1 一般送配電事業者とは、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社及び沖縄電力株式会社をいいます。
- ※2 小売電気事業者とは、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第2条の5第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、資源エネルギー庁のホームページに掲載されている登録小売電気事業者一覧記載の事業者をいいます。
- ※3 電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備を進め、中立的に新規電源の接続の受付や系統情報の公開に係る業務を行なう機関をいいます。
- ※4 需要抑制契約者とは、一般送配電事業者たる会員との間で需要抑制量調整供給契約を締結している事業者(契約締結前に事業者コードを取得している事業者を含みます。)をいいます。(事業者の名称、所在地等については、電力広域的運営推進機関のホームページをご参照ください。)
- ※5 小売供給等契約の廃止取次とは、お客さまから新たに小売供給等契約の申し込みを受けた小売電気事業者が、スイッチング支援システムを通じて、お客さまを代行して、既存の小売電気事業者に対して、小売供給等契約の解約の申し込みを行なうことをいいます。

16. 広告に関するご案内

- (1) ソフトバンクが提供する各種サービス・商品・キャンペーンなどのご案内及びパートナー企業や他社が提供する各種サービス・商品・キャンペーンなどのご案内をお客さまのメールアドレス等にお送りいたします。
- (2) 配信停止をご希望の場合は、お送りするメールより手続きをお願いいたします。

17. そ の 他

- (1) この重要事項説明書に記載のない事項の取扱い、Biz約款の定めるところによります。
- (2) SBパワーは、Biz約款及びSB請求に関する規定内容を変更することがあります。この場合、インターネットを利用する電磁的方法等のSBパワーが適当と判断した方法にてあらかじめお客さまにお知らせいたします。なお、この場合の供給条件の説明については、Biz約款第3条(供給条件の変更)に定めるところによります。
- (3) Biz約款及びSB請求規約の内容は、SBパワーのウェブサイト又はソフトバンクのウェブサービス等で確認することができます。
- (4) Biz約款及びSB請求に関する規定内容の変更にともない契約変更前の書面交付及び契約変更後の書面交付を行なう場合、電子交付にて変更後の需給契約の内容のみをお知らせいたします。
- (5) お客さまがSBパワーへの需給契約の申し込み後において、電気の供給が開始されるまでの間に、SBパワーとのこの需給契約の前に、現にお客さまへ電気を供給する小売電気事業者との間で電気需給契約に係る契約電流を変更された場合、SBパワーとのこの需給契約における契約電流は、当該小売電気事業者との間で変更された契約電流に変更されるものといたします。なお、当該需給契約変更後の契約内容は、前号の方法によりお客さまへお知らせいたします。
- (6) この重要事項説明書は、2024年8月21日より実施いたします。

18. 信用情報の共有

SBパワーは、電気料金等について支払期日を経過してなおお支払いいただけない場合、名前、住所、支払いに関する情報等について、ソフトバンク又は他の小売電気事業者へ提供することがありますので、あらかじめご了承ください。

19. 契約者情報の提供

お客さまには、原子力発電施設等周辺地域交付金の金額算定・交付に必要なお客さま情報(氏名、住所、電話番号及び契約容量等)をいいます。なお、電気の契約者と電気料金等の請求先契約者が異なる場合には、請求先契約者のお客さま情報及び個人情報を含みます。)を、SBパワーが一般財団法人電源地域振興センターへ提供することがあることをあらかじめ承諾していただきます。

20. 各種手続き及びお問い合わせ

この需給契約の変更、解約、お問い合わせ等については、次の「ソフトバンクでんき法人サポートセンター」までご連絡ください。

〔ソフトバンクでんき法人サポートセンター〕

電話番号 0800-888-8118（携帯電話、PHSもご利用いただけます。）

受付時間 午前9時～午後6時（ただし、土・日・祝日及び年末年始を除きます。）

以 上

2024年8月21日

東京都港区海岸一丁目7番1号
S B パ ワ ー 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 中 野 明 彦

〔小売電気事業者登録番号 A0186〕

 SB Power

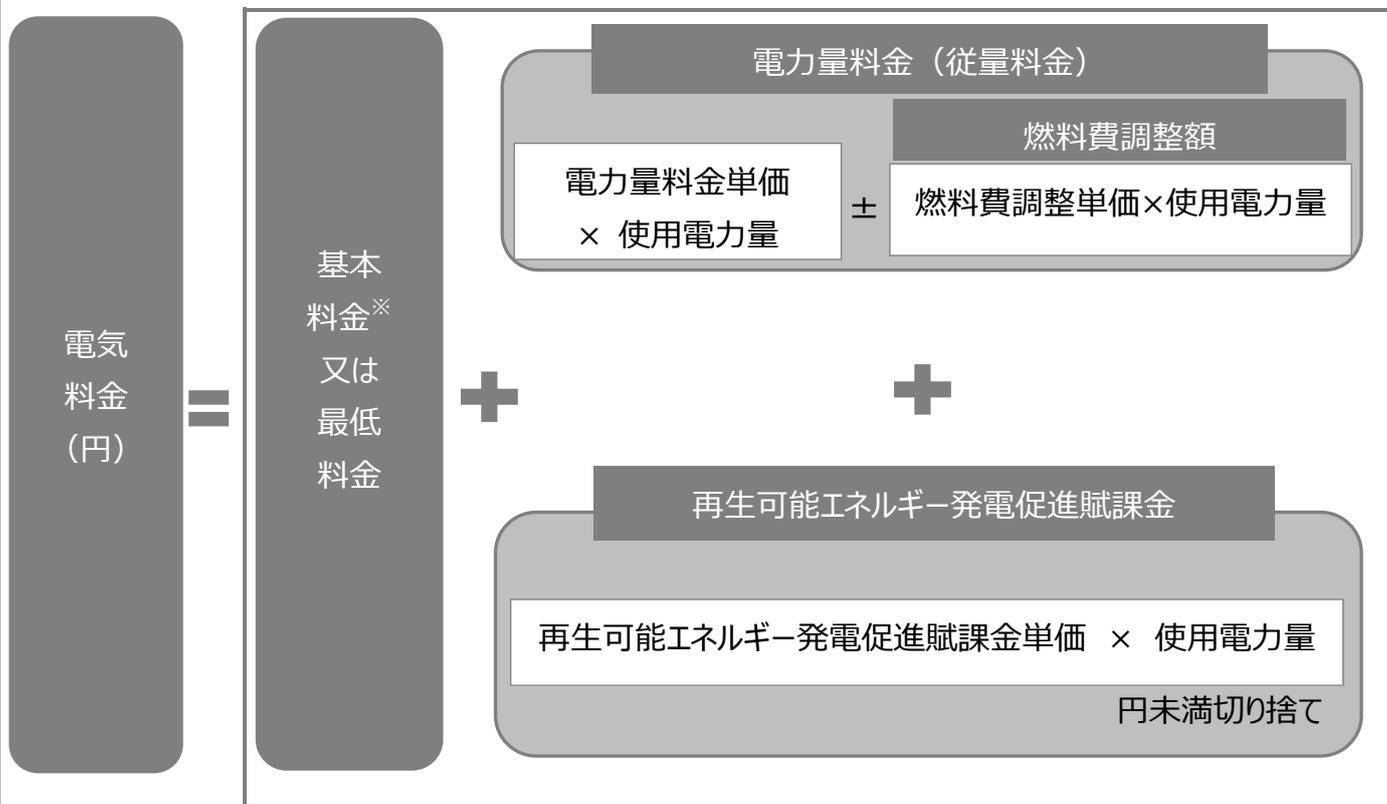
用語説明

本書面にて使用する主な用語の意味は、次のとおりです。

固定価格買取制度	コストが高いなどの理由によりなかなか普及が進まない再生可能エネルギーについて、電気の利用者皆様のお力を借りて、再生可能エネルギーが私たちの暮らしを支えるエネルギーの柱のひとつになるよう育てるための制度です。 再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間、電気事業者が買い取ることを義務付けるものです。
再生可能エネルギー 発電促進賦課金	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第36条第1項に定める賦課金をいいます。 固定価格買取制度において、電気事業者が買取りに要した費用は、使用電力量に比例した賦課金によってまかなうこととしており、電気料金の一部として、国民の皆様にご負担をお願いすることとなっております。
低圧	標準電圧100V又は200Vをいいます。
契約主開閉器	契約上設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。
契約電力	契約上使用できる最大電力（kW）をいいます。
主開閉器契約	契約主開閉器により契約容量等を定める契約方式をいいます。
契約電流	契約上使用できる最大電流（A）をいい、交流単相2線式標準電圧100Vに換算した値といたします。
契約容量	契約上使用できる最大容量（kVA）をいいます。
夏季	毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
その他季	毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。
託送供給等約款	電気事業法第18条に従い一般送配電事業者が定める託送供給約款をいいます（変更があった場合には、変更後のものをいいます）。
離島供給約款	電気事業法第21条に従い一般送配電事業者が定める離島供給約款をいいます（変更があった場合には、変更後のものをいいます。）。
小売電気事業者	電気事業法第2条第1項第3号に定める小売電気事業者をいいます。
一般送配電事業者	電気事業法第2条第1項第9号に定める一般送配電事業者をいいます。
需要場所	電気を供給するお客さまの電気の使用場所（使用区域）をいいます。
最大需要電力	お客さまが使用した30分ごとの需要電力の最大値であって、一般送配電事業者が設置した計量器によって計量される値（kW）をいいます。
計量器	一般送配電事業者が需要場所へ設置する電力量計、30分最大需要電力計、無効電力量計及びその他の計量に必要な付属装置及び区分装置をいいます。
引込線	電気を供給するための引込線をいいます。

〔ご参考〕 電気料金の算定方法

(北海道電力エリア／中部電力エリア／中国電力エリア／四国電力エリア／沖縄電力エリア)



※従量電灯で契約容量により基本料金を算定する場合は、契約容量 (kVA) × 基本料金単価 (円/kVA) となります。

※低圧電力の場合は、契約電力 (kW) × 基本料金単価 (円/kW) となります。

〔ご参考〕 電気料金の算定例（税込）

（北海道電力エリア／中部電力エリア／中国電力エリア／四国電力エリア／沖縄電力エリア）

（例） 中部電力エリアの場合

- 契約電流：30A
- 使用電力量：320kWh/月
- Biz 個別割引率：1%

〔燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価〕

- 燃料費調整単価^{※1}：9.93 円/kWh
- 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価：
1.40 円/kWh

本書において使用する単位等については、次の記号で表示いたします。

A : A
kVA : kVA
kW : kW
kWh : kWh
% : パーセント

ソフトバンクでんき for Biz（中部電力エリア）〔従量電灯B〕

基本料金＝891.00円・・・①

三段階目料金単価＝三段階目料金単価 28.46円 × (100%-Biz個別割引率1%) = 28.17円

電力量料金

最初の120kWhまで 21.11円/kWh × 120kWh = 2,533.20円・・・②

120kWhをこえ300kWhまで 25.54円/kWh × 180kWh = 4,597.20円・・・③

300kWh超過 28.17円/kWh × 20kWh = 563.40円・・・④

燃料費調整額 9.93円/kWh × 320kWh = 3,177.60円・・・⑤

電力量料金合計：②+③+④+⑤＝10,871.40円・・・⑥

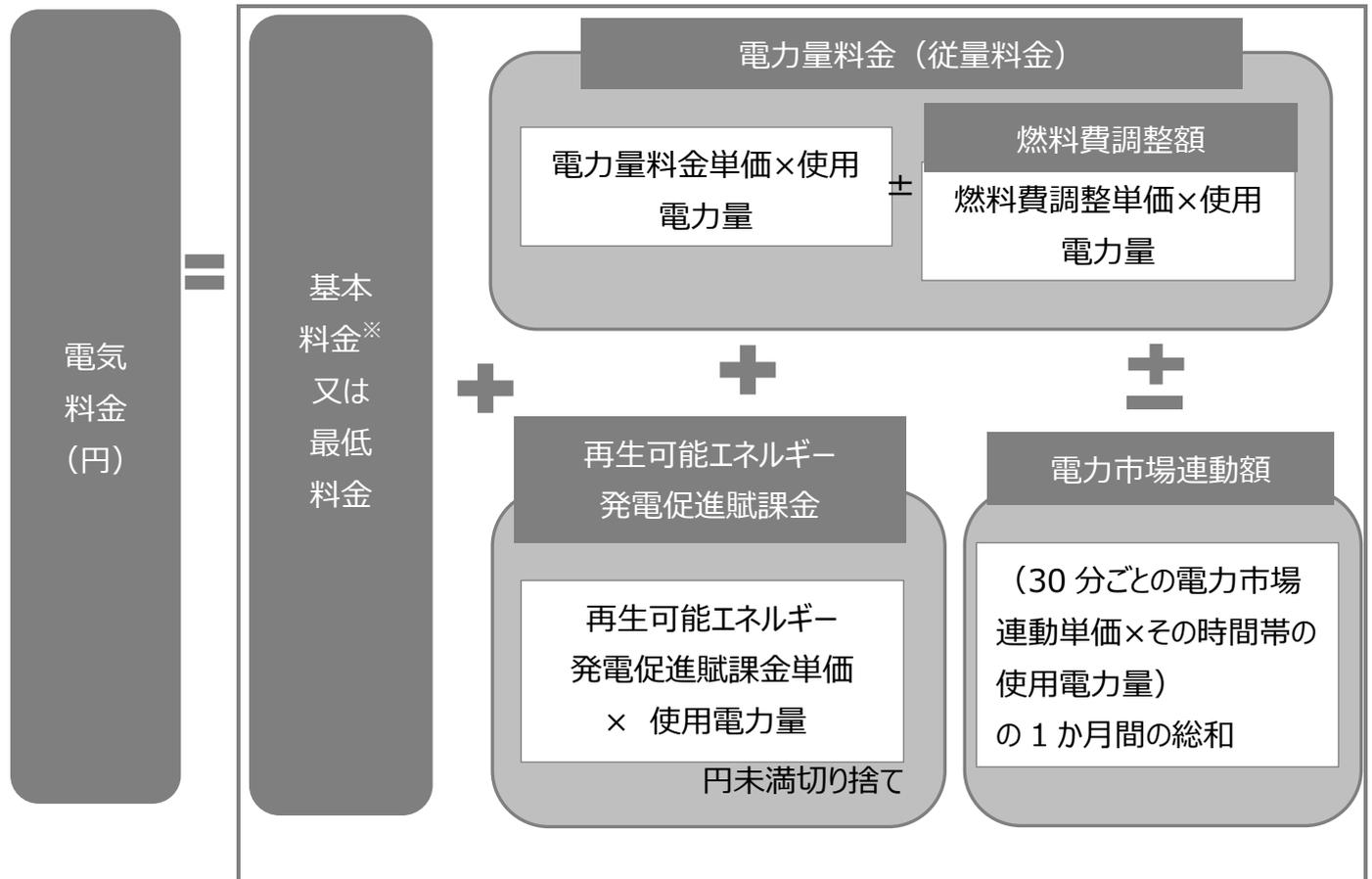
再生可能エネルギー発電促進賦課金 1.40円/kWh × 320kWh = 448円・・・⑦
(円未満切り捨て)

電気料金：①+⑥+⑦＝12,210円/月（円未満切り捨て）

※1 燃料費調整単価は毎月変動します。

以上

〔ご参考〕 電気料金の算定方法（東北電力エリア／東京電力エリア／関西電力エリア／九州電力エリア）



※従量電灯で契約容量により基本料金を算定する場合は、契約容量 (kVA) × 基本料金単価 (円/kVA) となります。

※低圧電力の場合は、契約電力 (kW) × 基本料金単価 (円/kW) となります。

（例） 関西電力エリアの場合

- 使用電力量：320kWh/月
- Biz 個別割引率：1%

〔燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価〕

- 燃料費調整単価^{※1}：
 - 最初の15kWhまで 145.04 円
 - 15kWh をこえる 1kWh につき 9.67 円/kWh
- 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価：
 - 1.40 円/kWh

本書において使用する単位等については、次の記号で表示いたします。

- A : A
- kVA : kVA
- kW : kW
- kWh : kWh
- % : パーセント

ソフトバンクでんき for Biz（関西電力エリア）〔従量電灯A〕

最低料金＝433.41円・・・①

三段階目料金単価＝三段階目料金単価 28.41円 × (100%-Biz個別割引率1%) = 28.12円

電力量料金

15kWhをこえ120kWhまで	20.10円/kWh	×	120kWh	=	2,412.00円・・・②
120kWhをこえ300kWhまで	25.45円/kWh	×	180kWh	=	4,581.00円・・・③
300kWh超過	28.12円/kWh	×	20kWh	=	562.40円・・・④

燃料費調整額

最初の15kWhまで	145.04円・・・⑤
15kWh超過	9.67円/kWh × 305kWh = 2949.35円・・・⑥

電力量料金合計：②+③+④+⑤+⑥＝10,649.79円・・・⑦

再生可能エネルギー発電促進賦課金 1.40円/kWh × 320kWh = 448円・・・⑧

(円未満切り捨て)

電力市場連動額 2.07円/kWh^{※2} × 320kWh = 662円・・・⑨

(円未満切り捨て)

電気料金：①+⑦+⑧+⑨＝12,193円/月（円未満切り捨て）

※1 燃料費調整単価は毎月変動します。

※2 電力市場連動単価は2023年4月1日から4月30日までの電力市場価格の平均を用いて算定した場合の、4月における一般的な電気のご使用の場合の平均単価です。実際の単価は30分ごとに異なります。なお、需給ひっ迫時など電力市場価格が高騰した場合、高額になる可能性があります。

以上

別紙2

燃料費調整

Biz 約款別表 2 (燃料費調整) における α 、 β および γ の値または基準単価、基準燃料価格は、供給区域に応じ、次の付表のとおりといたします。

【付 表】

供給区域	α 、 β および γ の値	基準単価 〔1キロワット時につき〕 (最低料金が適用される場合)	基準燃料価格
北海道電力エリア ア	$\alpha = 0.1874$	17 銭 3 厘	80,800 円
	$\beta = 0.0899$		
	$\gamma = 1.0036$		
北海道電力エリア (離島) *	$\alpha = 1.0000$	0 銭 1 厘	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		
東北電力エリア	$\alpha = 0.0259$	19 銭 7 厘	83,500 円
	$\beta = 0.2563$		
	$\gamma = 0.8915$		
東北電力エリア (離島) *	$\alpha = 1.0000$	0 銭 1 厘	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		
東京電力エリア	$\alpha = 0.0048$	18 銭 3 厘	86,100 円
	$\beta = 0.3827$		
	$\gamma = 0.6584$		
中部電力エリア	$\alpha = 0.0275$	23 銭 3 厘	45,900 円
	$\beta = 0.4792$		
	$\gamma = 0.4275$		
関西電力エリア	$\alpha = 0.0140$	16 銭 5 厘 (2 円 47 銭 5 厘)	27,100 円
	$\beta = 0.3483$		
	$\gamma = 0.7227$		
中国電力エリア	$\alpha = 0.0406$	21 銭 2 厘 (3 円 18 銭 5 厘)	80,300 円
	$\beta = 0.0992$		
	$\gamma = 1.1994$		
中国電力エリア (離島) *	$\alpha = 1.0000$	0 銭 1 厘 (1 銭 7 厘)	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		
四国電力エリア	$\alpha = 0.0875$	15 銭 4 厘 (1 円 69 銭 4 厘)	80,000 円
	$\beta = 0.0770$		
	$\gamma = 1.1770$		
九州電力エリア	$\alpha = 0.0053$	13 銭 6 厘	27,400 円
	$\beta = 0.1861$		
	$\gamma = 1.0757$		
九州電力エリア (離島)*	$\alpha = 1.0000$	0 銭 3 厘	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		
沖縄電力エリア	$\alpha = 0.0065$	27 銭 3 厘 (2 円 72 銭 8 厘)	81,500 円
	$\beta = 0.1632$		
	$\gamma = 1.1152$		

沖縄電力エリア (離島) *	$\alpha = 1.0000$	2 銭 6 厘 (26 銭 4 厘)	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		

*九州電力エリアの燃料費調整は、九州本土と離島の「燃料費調整額」として合算して請求いたします。